

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

- 一般競争入札（物品の賃借）の実施 (情報政策課) 四七
- 特定調達契約に係る入札の公告 (道立病院管理室) 四八
- 結核予防法による医療担当機関の指定 (保健予防課) 五〇
- 平成十三年度地籍調査事業計画の決定 (農地調整課) 五〇
- 土地改良区の役員の退任の届出 (土地改良指導課) 五一
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 五一
- 土地改良事業の施行の同意 (土地改良指導課) 五一
- 土地改良事業の完了の届出 (土地改良指導課) 五一
- 知事権限に係る保安林の指定（二件） (治山課) 五二
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 五二
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (河川課) 五三
- 過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の完了 (公園下水道課) 五四

公 告

- 公募型プロポーザルの実施 (地域政策課) 五四
- 道立教育研究所告示 五五
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 五五
- 道立図書館告示 五六
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 五六
- 政治資金規正法第十七条第二項適用団体 五六
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 六二
- 政治団体の届出事項の異動届出の一部訂正 六四
- 道人事委員会規則 六四
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 六四
- 道公安委員会告示 六四
- 警備業法の規定に基づく講習の実施 六五
- 道警察本部告示 六五

○パーキング・チケット発給設備の手数料の徴収事務の委託 六五

留萌海区漁業調整委員会公告

○北海道情報公開条例の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程 六六

公布された規則のあらまし

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則一四一四〇）

一 趣旨

北海道行政組織規則及び北海道教育庁組織規則の改正に伴い、管理職員等の範囲を改めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 知事部局の本庁及び出先機関並びに教育庁の本庁に置かれた職のうち該当するものについて、管理職員等に指定することとした。

2 廃止された職について、管理職員等から外することとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

告 示

北海道告示第836号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年5月8日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする貸貸借物品等の名称及び数量

光学式文字読取装置及び周辺機器等 1組（1月当たりの単価）

(2) 調達をする貸貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年6月1日（金）

(4) 契 約 期 間 平成13年6月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算

の範囲内で、平成18年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

第126号

北 道 知 事 公 報

(5) 納 入 場 所 北海道総合企画部情報政策課 (札幌市中央区北3条西6丁目) 2 入札に参加する者に必要な資格次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 障害発生時等に、速やかな対応がとれる者であること。 (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年5月8日から15日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目北海道総合企画部情報政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 222 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目北海道総合企画部情報政策課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館 9 階共用会議室A 北海道庁別館 9 階共用会議室A (2) 入 札 日 時 平成13年5月21日 (月) 午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入札保証金及び契約保証金 入札保証金及び契約保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目北海道総合企画部情報政策課	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札郵便及び電報による入札は認めない。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内であって最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 222 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第837号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成13年5月8日 北海道知事 堀 達 也
--	---

1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務等の名称 経営管理システム及び財務会計システム構築の委託業務 (2) 調達をする特定役務等の仕様等 入札説明書及び基本仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成14年3月31日 (4) 納 入 場 所 道立病院管理室及び北海道立江差病院ほか8病院 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 国公立病院に対して医事会計システム等の納入実績があること。 (4) 国又は地方自治体に対し財務会計システムの納入実績があること。 (5) システムに障害が発生した場合、迅速なサポート体制が整備されていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年5月8日から6月11日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 868 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎6階2号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道保健福祉部道立病院管理室） (2) 入 札 日 時 平成13年6月18日 午前10時（郵送による場合は必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金	(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格である者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税の課税業者であるか免税業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 868 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
---	--

- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
Building of a Business Management System and a Financial Accounting System
- B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M. June 18, 2001
- C . Contact : Office of Prefectural Hospital Management, Department of Healthwelfare,
Hokkaido Government, Kita 3 jo Nishi 6 chome, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan.
Phone : 011-231-4111 Ext. 25-868

北海道告示第 838 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定により、医療を担当させる機関を

次のとおり指定した。

平成13年 5 月 8 日

医 療 機 関 の 名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
函館調剤薬局本通店	(有)函館調剤薬局	函館市本通 2 丁目21番22号	平成13. 4. 26
函館調剤薬局本町店	同	本町29番 9 号	同
医療法人社団早坂内科クリニック	早 坂 隆 同	本通 2 丁目21番25号	同

北海道告示第 839 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成13年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成13年 5 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

報 告 公 開 地 北

支 庁 名	調 査 を 行 う 者 の 名 称	調 査 区 域	調 査 期 間
-------	-------------------	---------	---------

石 狩 札 幌 市 札幌市白石区川北の一部

渡 島 恵 庭 市 恵庭市福住町 1 ～ 3 丁目、相生町、緑町、住吉町、京町、新町、栄恵町、未広町、漁町、本町及び泉町地区

鹿 部 戸 井 町 亀田郡戸井町字汐首町、字瀬田来町、字弁才町、字泊町、字館町、字浜町、字二見町及び字原木町の各一部

八 雲 町 茅部郡鹿部町字鹿部、字宮浜及び字本別の各一部

後 志 蘭 越 町 山越郡八雲町野田生及び東野の各一部

空 知 深 川 市 磯谷郡蘭越町字川上地区

上 川 沼 田 市 深川市一巳の東地区、一巳の市街及び一巳の西地区

留 萌 増 毛 町 雨竜郡沼田町字東予及び字更新の各一部

中 富 良 野 町 上川郡美瑛町花園、大町、栄町、西町、北町、本町、扇町、旭町、中町、錦町の各一部

増 毛 町 空知郡中富良野町の一部

小 平 町 増毛郡増毛町字含熊、湯の沢及び信砂

幌 別 町 留萌郡小平町字小平、字本郷、字富里、字沖内及び字平和の各一部

遠 別 町 苫前郡羽幌町字築別の各一部、北町、浜町 5 丁目及び字汐見地区

幌 延 町 天塩郡遠別町字中央、字共栄、字東野の各一部及び字大成地区

宗 谷 幌 延 町 天塩郡幌延町字浜里、字下沼及び字幌延の各一部

網 走 豊 富 町 天塩郡豊富の一部

小 清 水 町 斜里郡小清水町字泉、字水上地区及び字小清水の一部

生 田 原 町 紋別郡生田原町字安国の一部

交付決定日から平成14年 3 月20日

滝上町	紋別郡滝上町字尾瀬牛の一部、字上渚滑原野及び字元町地区	交付決定日から平成14年3月20日
胆振	登別市札内町の一部	同
十勝	河東郡音更町鈴蘭公園及び木野の一部	同
	広尾郡忠類村字明和、字忠類、字元忠類、字公親の各一部及び字幌内	同
	中川郡池田町字大森、字美加登の各一部及び字高島	同
	中川郡豊頃町安骨、背負、旅来、大津、長節及び湧洞の各一部	同
	足寄郡足寄町字芽登、鷹府、芽登本町、中矢、平和、里見が丘及び共栄の各一部	同
	十勝郡浦幌町字万年、字静内、字昆布刈石及び字チブネオコツベの各一部	同
釧路	川上郡弟子屈町サウンチサツ及び字屈斜路の各一部	同
	川上郡標茶町字ルラン、字旭2・5・6丁目、字多和、字ヌビナイ、字富士町、字標茶開運橋向の各一部及びオモチャリ地区	同
	阿寒郡鶴居村字久著呂、字久著呂原野、字中久著呂、字雪裡、字幌呂原野、字温根内、字アトコシヤラカ、字雪裡原野及び及び字支雪裡の各一部	同
根室	野付郡別海町字別海及び字豊原の各一部	同

北海道告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清水町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成13年5月8日

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 住	北海道知事	堀 達 也	所
平成13. 2. 27	理 事	若 原 匡 二	上川郡清水町北2条6丁目21番地			

北海道告示第841号

土地改良（川向地区（農免農道整備））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成13年5月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第842号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成13年5月8日

北海道知事 堀 達 也

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成13. 4. 24	当 別 町	川 南	維持管理
同	新篠津村	同	同

北海道告示第843号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成13年5月8日

事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事	堀 達 也
厚沢部土地改良区	鶉 町 1	災害復旧（農業用施設）		平成13. 3. 16
同	鶉 町 2	同		同
同	木間内1	同		同
同	社の山1	同		同
同	美和 1	同		同
同	厚 沢 町	同		同
同	稲 見 町	同		同
同	来 拝 1	同		同
同	鳥 山 1	同		同
同	鳥 山 2	同		同

乙 部 町	鳥 山 3	災害復旧（農業用施設）	平成13. 3. 15
同	富 岡 1	同	同
同	大地谷 1	同	同
今 金 町	白 石 2	同	同 12. 9. 11
同	住 吉	同	同
同	白 石 3	同	同 12. 8. 10
同	白 石 5	同	同
同	光 台	同	同 12. 8. 31
同	鈴岡高台	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	同 12. 9. 29

北海道告示第 844 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年 5 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林の所在場所 古平郡古平町大字沖町20の2・27の5・27の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、38、343、359

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 845 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年 5 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林の所在場所 常呂郡置戸町字拓殖282・292の1・293の1・297の1（以上

4筆について次の図に示す部分に限る。）、280、281

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 846 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年 5 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 浜益郡浜益村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2 (1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2 (1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
(2) 保安林として指定され 名所又は旧跡の風致の保存
た目的
(3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え
置いて縦覧に供する。）

北海道告示第847号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面
埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成13年5月8日

北海道知事 堀 達也

1(1) しゅん功認可の年月日 平成13年5月8日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア氏名又は名称 北海道

イ住 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋立区域

ア位 置 常呂郡佐呂間町字若里49番1地先から52番1地先の公有
水面

イ区 域

次の①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①
の地点と⑬の地点を結んだ線によって囲まれた区域

漁港原点（北緯44度05分42秒，東経143度46分04秒）

①の地点 漁港原点から方向角349度21分59秒の方向24.79mの地点

②の地点 ①の地点から方向角269度37分25秒の方向38.05mの地点

③の地点 ②の地点から方向角200度47分34秒の方向9.92mの地点

④の地点 ③の地点から方向角277度48分37秒の方向20.02mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角273度14分30秒の方向40.14mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角280度07分14秒の方向19.18mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角10度20分32秒の方向80.60mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から方向角100度17分20秒の方向3.19mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から方向角190度32分51秒の方向17.10mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から方向角100度26分11秒の方向51.07mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から方向角10度24分45秒の方向16.65mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から方向角100度29分29秒の方向65.90mの地点
⑬の地点 ⑫の地点から方向角190度56分19秒の方向8.17mの地点
⑭の地点 ⑬の地点から方向角192度29分18秒の方向49.02mの地点
ウ面 積 7,723.41㎡
(4) 免許年月日及び番号 昭和60年7月5日 河川第339号
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 佐呂間町

2(1) しゅん功認可の年月日 平成13年5月8日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア氏名又は名称 北海道

イ住 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋立区域

ア位 置 常呂郡佐呂間町字富武士789番地先の公有水面

イ区 域

次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①
の地点と⑥の地点を結んだ線によって囲まれた区域

漁港原点（北緯44度05分37秒，東経143度48分38秒）

①の地点 漁港原点から方向角313度49分48秒の方向303.04mの地
点

②の地点 ①の地点から方向角259度40分31秒の方向90.00mの地点

③の地点 ②の地点から方向角349度39分48秒の方向59.80mの地点

④の地点 ③の地点から方向角79度30分31秒の方向0.55mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角349度45分43秒の方向53.79mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角79度43分09秒の方向89.43mの地点

⑥の地点から方向角169度41分56秒の方向113.52mの地
点

ウ面 積

10,191.53㎡

(4) 免許年月日及び番号 平成8年8月23日 河川第926号

(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 佐呂間町

3(1) しゅん功認可の年月日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア氏名又は名称

平成13年5月8日

北海道

平成十三年五月八日

火曜日

第四

第1260号

北海道公報

北海

住所 代表者の氏名 (3) 埋立区域 ア位区域	所 名 区域
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事堀達也	礼幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事堀達也
常呂郡佐呂間町字若里981番地先の公有水面 次のU1の地点からU15の地点までを順次に結んだ線及びU15の地点とU1の地点を結んだ線によって囲まれた区域	常呂郡佐呂間町字若里981番地先の公有水面 次のU1の地点からU15の地点までを順次に結んだ線及びU15の地点とU1の地点を結んだ線によって囲まれた区域
漁港原点（北緯44度05分42秒，東経143度46分04秒）	漁港原点（北緯44度05分42秒，東経143度46分04秒）
U1の地点	漁港原点から方向角23度54分41秒の方向188.65mの地点
U2の地点	U1の地点から方向角291度53分08秒の方向50.65mの地点
U3の地点	U2の地点から方向角20度33分22秒の方向0.09mの地点
U4の地点	U3の地点から方向角291度47分25秒の方向76.29mの地点
U5の地点	U4の地点から方向角21度58分24秒の方向30.95mの地点
U6の地点	U5の地点から方向角292度25分33秒の方向0.68mの地点
U7の地点	U6の地点から方向角21度56分02秒の方向3.21mの地点
U8の地点	U7の地点から方向角111度59分43秒の方向9.88mの地点
U9の地点	U8の地点から方向角21度48分05秒の方向0.05mの地点
U10の地点	U9の地点から方向角111度39分35秒の方向23.27mの地点
U11の地点	U10の地点から方向角21度48分05秒の方向0.75mの地点
U12の地点	U11の地点から方向角112度35分35秒の方向44.48mの地点
U13の地点	U12の地点から方向角21度48分05秒の方向0.16mの地点
U14の地点	U13の地点から方向角111度56分49秒の方向49.71mの地点
U15の地点	U14の地点から方向角199度41分24秒の方向5.34mの地点
U1の地点	U15の地点から方向角201度50分03秒の方向29.23mの地点
ウ面	積 4,382.58㎡

(4) 免許年月日及び番号 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	昭和63年10月31日 河川第1351号 佐呂間町
北海道告示第848号	
過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定による公共下水道の工事を次のとおり完了した。	
平成13年5月8日	
1(1) 公共下水道の名称	北海道知事堀達也
(2) 工事内容及び工事の区域又は区間	乙部町特定環境保全公共下水道 爾志郡乙部町字栄浜381番地1地先から字栄野10番地4地先、字鳥山506番地4地先から字館浦134番地1地先、字館浦21番地4地先から字緑町73番地2地先及び字緑町272番地2地先から122番地1地先まで 爾志郡乙部町字栄浜376番地1地先、字鳥山467番地1地先、65番1地先及び字館浦4番地1地先
ボンプ施設	
処理場	爾志郡乙部町字緑町65番地25及び40
(3) 工事の完了の日	平成13年3月23日
2(1) 公共下水道の名称	熊石町特定環境保全公共下水道
(2) 工事内容及び工事の区域又は区間	幹線管渠 爾志郡熊石町字鮎川1175 - 1番地先から1 - 2番地先、字見日289番地先から235 - 1番地先、字見日82 - 1番地先から字泊川1235 - 2番地先及び字泊川236 - 1番地先から字黒岩93 - 2番地先まで 爾志郡熊石町字黒岩93 - 2番地
(3) 工事の完了の日	平成13年3月30日
ウ面	積 4,382.58㎡

次のとおりアロボーザルの提出を要請する。

平成13年5月8日

北海道知事 堀 達 也	
1 事業概要 (1) 事業名 北海道アウトドアガイド（仮称）基本テキスト作成事業 (2) 業務内容 北海道アウトドア資格認定制度の普及・定着を目的に、資格基準に基づき、その内容（知識・技術等）を平易に解説する基本テキスト並びに資格の審査基準の作成業務を委託する。 (3) 履行期限 平成13年10月12日 2 参加資格及び選定基準 (1) 企画提案書の提出者に要求する資格 ア 過去2年間（平成11年度及び12年度）に官公庁又は民間事業者と本事業に類似する事業の契約・実施実績がある法人・団体であること。 イ 事業の確実な実施のため、責任者のほか担当者2人以上の体制があること。 (2) 選定基準 ア 業務処理体制 本事業を実施するための体制、編集委員会の運営体制等 イ 企画提案の内容 テキストの構成、デザイン等 3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室地域政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 491 ファクシミリ 011 - 232 - 1053 (2) 説明書の交付期間及び場所 平成13年5月8日から21日まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）。交付場所は(1)に同じ。 (3) 資格審査申請書の提出期限等 平成13年5月21日（月）午後5時（必着） 提出場所は(1)に同じ。 提出方法は、持参、郵送による。いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡すること。 (4) 企画提案書の提出期限等 平成13年5月30日（水）午後5時（必着） 提出方法は、持参、郵送による。いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡すること。	4 その他 (1) 契約書作成の要否 (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。 (3) その他 企画提案書に関するヒアリングを行う。 詳細は、企画提案説明書によること。
北海道立教育研究所告示	
北海道立教育研究所告示第3号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成13年5月8日	
1 落札に係る特定役務の名称及び数量	北海道立教育研究所長 遠 藤 勲
(1) 落札に係る特定役務の名称	北海道立教育研究所清掃業務
(2) 数量 一式	
2 落札を決定した日	
平成13年3月22日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 株式会社アメック	
(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11 - 1	
4 落札金額	
12,650,400円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
平成13年北海道立教育研究所告示第2号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道立教育研究所庶務部庶務課	
(2) 所在地 北海道江別市文京台東町42番地	
興 立 図 庫 館 告 示	

北海道立図書館告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年5月8日

北海道立図書館長 岩城信吉

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算機器の借上468点
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成13年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北2条東7丁目
- 4 随意契約に係る契約金額
月額 7,757,085円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立図書館
(2) 所在地 江別市文京台東町41番地

札幌市議会議員会中長

北海道選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成13年4月1日以降は同法第8条の規定については同法第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなされたので、同法第17条第3項の規定に基づきその名称等を次のとおり公表する。

平成13年5月8日

政治団体の名称
自由民主党北海道介護家政事業支部
あんのう豊夢倶楽部

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
代表者の氏名 会計責任者の氏名
猿渡吟子 豊木下幸雄 同

漁火会札幌支部	弘	準	一	箭	明	同
岩木みどり連合後援会	中	みどり	三	内	二	同
北川一夫連合後援会	岩	村上昭三	本	間	カ	同
佐々木良太郎後援会	村	佐々木良太郎	梅	沢	男	同
札幌市政を語る会	北	田口正平	酒	村	力	同
白川勝彦北海道後援会	田	岡本信俊	堀	井	夫	同
しろおか信明連合後援会	城	杉本直義	本	田	行	同
杉本直俊君を励ます会	杉	堀合義人	田	井	子	同
正義が勝つ、世の中を創る会	堀	山	島	本	通	同
政治結社日本自由思想協議会	山	渡	順	一	一	同
青年自由党北海道本部	渡	二ツ川	等	今	男	同
田園都市開発総合研究所	二ツ川	谷口輝洋	浅	井	明	同
日本共産党春木ちえ後援会	谷	岩崎	沼	下	子	同
文明座会	岩	水	森	水	徹	同
北海道維新連盟	上	坂	上	出	司	同
北海道政治経済研究所	三	水	堀	合	裕	同
ほりあい義人後援会	堀	由切政良	米	坂	重	同
みずよし正美後援会	水	堀切政義	佐	林	次	同
明るい石狩をつくる会	堀	吉	小	藤	昭	同
北広島市さわやか市民の会	小	林	橋	島	一	同
小玉豊治後援会	小	佐々木	小	口	七	同
小林ゆう子後援会	澤	細川	長	岡	等	同
さかもと和雄後援会	高	田昇	吉	田	次	同
澤崎正廣後援会	谷	保茂	一	田	隆	同
高田昇後援会	谷	保茂	後	田	元	同
谷保茂一後援会	津	田耕	治	藤	好	同
津田耕治後援会	て	ら	し	ま	正	同
とらしま一彦後援会	の	と	富	士	直	同
と富士夫後援会	ハ	マ	ス	会	三	同
林謙治連合後援会	古	川	ま	さ	良	同
堀達也千歳後援会	み	や	は	ら	夫	同
宮本勝後援会	宮	本	勝	後	岳	同

名寄の市政を届ける会	菅	野	孝	孝	上川支所	佐々木文雄と歩む会	田	中	重	雄	岡	恵	一
野々村勝後援会	栗	原	男	夫	同	四戸勝美後援会	浅	川	川	太	戸	昌	子
浜辺啓俊後援会	浜	辺	啓	美	同	せき次雄俊後援会	村	井	弘	徹	吉	悦	同
早川宏巳後援会	佐	藤	寿	志	同	たかはし信郎後援会	杉	山	信	太郎	宝	興	同
原ひろし後援会	原		倫	同	同	高橋信郎を励ます会	高	橋	盛	夫	和	郁	同
ひぐち信弘後援会	樋	口	博	同	同	田中やするう後援会	小	松	一	寿	井	田	同
福光哲夫後援会	福	光	弘	夫	同	つるが洋次後援会	対	馬	孝	行	森	山	同
福光てつおと歩む会	加	藤	夫	勇	同	てんや孝行後援会	天	谷	哲	亨	田	中	同
ふじわら啓子後援会	藤	原	子	清	同	土井鉄夫後援会	洪	谷	英	也	成	武	同
ふるさとをささえる会	篠	原	明	篠	同	のろ昭幸と未来を語る会	近	江	昭	幸	森	順	同
本多信義後援会	加	藤	廣	原	同	南山義男遠別後援会	有	田	武	敏	清	正	同
前田知俊後援会	石	橋	吉	正	同	未来を語る会	野	山	孝	守	野	昭	同
松井喜代治後援会	松	橋	茂	一	同	村林更三後援会	深	呂	也	守	馬	武	同
松浦守俊後援会	北	原	吉	則	同	本内義徳後援会	渡	村	幸	吉	佐	盛	同
三井幸雄後援会	佐	木	弘	史	同	森あつし後援会	池	辺	司	将	山	沢	同
みどりの大地の会	塩	尻	之	司	同	今津ひろし枝幸後援会	良	田	孝	勝	北	崎	同
宮田均を支援する会	宮	田	均	同	同	えらた将後援会	池	田	正	好	豊	島	同
無名塾	遠	藤	長	師	同	川又幸好後援会	恵	田	正	也	川	充	同
村上しげあき後援会	菅	原	太郎	子	同	坂本きよし後援会	池	本	喜	次	本	善	同
諸岡勇俊後援会	佐	藤	豊	拓	同	しおや幹也後援会	坂	本	幹	盟	間	広	同
ゆとりの教育を創る会	大	河	利	明	同	たもり和文後援会	塩	谷	良	盛	津	佐	同
ゆめたうん21市民の会	小	林	全	枝	同	前田修悦後援会	水	藤	晃	一	岡	文	同
吉田実俊後援会	橋	本	正	成	同	若林すすむ後援会	石	口	一	守	木	寛	同
わたなべ正尚後援会	坂	田	仁	子	同	青木守俊後援会	青	成	信	吉	橋	文	同
わたなべ正尚と歩む会	渡	邊	尚	尚	同	あべみきお後援会	樽	木	美	明	河	豊	同
石黒勝己後援会	橋	本	衛	男	留萌支所	阿部美喜男と歩む会	阿	見	喜	義	部	文	同
いとう昇と歩む会	青	山	雄	一	同	荒井のりあきと明日を拓く会	荒	部	範	一	荒	哲	同
岩崎俊一俊後援会	窪	田	之	美	同	板垣進はげます後援会	島	井	文	明	島	富	同
エコーの会	窪	玉	一	江	同	瓜田初太郎後援会	重	井	甲	一	成	正	同
近江とおる後援会	兼	山	蔵	子	同	えびな和文後援会	嶋	尻	道	嗣	谷	夫	同
大山新太郎後援会	小	原	美	一	同	大坪まさつぐ後援会	大	坪	正	修	大	勝	同
貝森一美俊後援会	田	中	正	勝	同	萩原修俊後援会	萩	原	久	夫	野	又	同
こだま信一を励ます会	瀬	光	雄	司	同	加瀬信夫後援会	松	宏	宏	文	加	太	同
近藤信久後援会	小	尾	武	昭	同	河西宏俊後援会	岩	原	正	正	古	欽	同
坂本豊俊後援会	五十嵐	幸太郎	柳	博	同	國澤豊俊後援会	英				真	一	同

平成十三年五月八日

むらなか庸晃と市民の会	高橋久道	斉藤孝十	勝支所
森啓之介後援会	高山義英	藤崎国雄	同
森りゅうたろう後援会	古山後本	郡谷輝守	同
八木忠宏後援会	播磨間裕力	三本伊藤泰三	同
安田清之後援会	安田正雄	田尾正信	同
安田正雄後援会	山田栄一	安島引田実勝	同
吉川幸一後援会	吉川幸一	桑磯勝秋	同
わたなべ雅文後援会	安達田圃	塚上元武	釧路支所
安達田圃後援会	岩谷隆司	佐藤人守	同
岩谷隆司を励ます会	運上欽也	小石泉太	同
大野弘後援会	小沢ひとし	折出光敏	同
折出光敏後援会	加藤友勝	金子正男	同
金子正男後援会	釧路中照会	工藤孝俊	同
工藤孝俊後援会	工藤孝と友の会	栗谷川俊雄	同
栗谷川俊雄後援会	黒沼絹子	後援会	同

さざい周二後援会	志高田敏雄	中村昭雄	同
佐々木良夫後援会	今橋橋松	村正宏	同
佐藤まつよし後援会	更科泰一	今井新博	同
更科泰一と共に町政を語る会	滝沢義一	川湯後援会	同
弟子岡町創政研究会	徳永行雄	後援会	同
日本則心塾	またた豊後援会	村田ひとみ	同
村田ひとみ西席路後援会	佐藤文雄	東部後援会	同
根室市民の幸せを築く会	まつむら康弘	連合後援会	同

北海道選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、北海道政治経済連の会計責任者 佐藤陽子 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成12年北海道選挙管理委員会告示第163号）の一部を次のとおり訂正する。

平成13年5月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

「1. 収入及び支出のある団体
(1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内訳					事業収入	借入金	
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党員・会費			寄附				
							金額	員数	個人分 (特定寄付)	法人 その他の 団体分	政治 団体分			小計 (あっせん)
11年分														
事務局														
(その他の政治団体)														
北海道政治経済連	12. 3. 27	18,736,500		18,736,500	13,071,210	5,665,290	9,386,500	18,773	9,350,000			9,350,000		

を
「1. 収入及び支出のある団体

[illegible]

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)		報告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内 容						事業収入	借入金
			収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党員・会費		寄附			合計		
								金額	員数	個人分 (特定寄付)	法人 その他の 団体分	政治 団体分			
11年分															
事務局															
(その他の政治団体)															
北海道政治経済連	12. 3. 27	9,006,500		9,006,500	9,006,500		8,386,500	16,773	620,000		620,000		620,000		

रा

「(2) 寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)

その他の政治団体

政治団体の名称	寄付者の区分	寄付者の氏名・名称	金額 円	住所・所在地
11年分				
事務局				
北海道政治経済連	個人	北川房雄	1,000,000	札幌市東区
同	同	猪股武寛	1,000,000	士別市
同	同	高田信寛	500,000	札幌市東区
同	同	富田公一	1,000,000	同
同	同	小林栄一	1,000,000	同 中央区
同	同	三本木英成	1,000,000	旭川市
同	同	加納正晴	500,000	札幌市白石区
同	同	渡辺浩嗣	1,000,000	旭川市
同	同	仁木正晃	1,000,000	札幌市東区
同	同	宮田啓男	1,000,000	旭川市

を

「(2) 寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)

その他の政 給 団体

同	同	鈴木肇	100,000	札幌市東区
同	同	白岩達夫	100,000	別海町

」

政治団体の名称	寄付者の区分	寄付者の氏名・名称	金額 円	住所・所在地
11年分				
事務局				
北海道政治経済連	個人	北川房雄	100,000	札幌市東区
同	同	猪股武寛	100,000	士別市
同	同	三本木英成	100,000	旭川市

」

める。

北海道選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出の告示(平成10年北海道選挙管理委員会告示第22号)の一部を次のとおり訂正する。

平成13年5月8日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康 之

(平成10年3月分)

新 動 内 容

新

旧

渡辺 善 十勝支所」

中川昭一豊頃町後援会 会計責任者の氏名 山本達美

を

「 政治団体の名称 異 動 事 項 異 動 内 容 (平成10年3月分) 届 出 先

政治団体の名称 異 動 事 項 異 動 内 容

新

旧

渡辺 善 十勝支所」

中川昭一豊頃町後援会 会計責任者の氏名 山本達実

に改める。

道人事業委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年五月八日

北海道人事委員会規則一四一四〇

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則一四一一）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の五第三項」に改める。

別表知事部局の項本庁の事項中「主査 知事室の主査（課に置かれるものを除く。）」を「主査」に、「主幹 構造改革推進室の主幹」を「主幹」に、「除く。」を「計画推進室の主幹（人事委員会が指定するものに限る。）」を「除く。）」に、「女性室」を「男女平等参画推進室」に、「首席専門技術員」を「首席専門技術員 首席水産業専門技術員」に、「首席林業専門技術員 参事監」を「首席林業専門技術員」に、「指導検査室の人事担当の主幹」を「指導検査室の人事担当の主幹 入札管理室の人事担当の主幹」に改め、同項東京事務所の事項中「副所長 行政室長」を「副所長」に、「参事」を「参事 課長補佐」に改め、同項環境科学センターの事項中「総務部長」を「企画総務部長」に改め、同項道立病院の事項中「総看護婦長」を「総看護婦長 副総看護婦長」に改め、同項保健所の事項中「文所長 副支所長」を「支所長」に改め、同項工業試験場の事項中「場長」を「場長 副場長」に改め、同項高等技術専門学院の事項中「学院長」を「学院長 副学院長」に改め、同項道民の森建設事務所の事項中「道民の森建設事務所」を「道民の森活動促進センター」に、「次長 管理課長」を「次長」に改め、同項札幌医科大学の事項中「課長 参事」を「課長」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「文書法人係長」の下に「及び調整係長」を加え「総括主幹」及び「（課に置かれるものを除く。）」を削り、同項東京事務所の事項を削り、同項社会教育総合センターの事項中「社会教育総合センター」を「生涯学習推進センター」に改め、同表備考第四号中「及び」の後に「入札指導監察室又は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第32号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項に規定する警備員指導教育責任者に係る平成13年6月における講習を次のとおり実施する。

平成13年5月8日

- 北海道公安委員会委員長 潮 田 隆
- 1 実 施 期 日、場 所 等
- (1) 実施期日、場所、定員等

平成十三年五月八日

火 曜 日

ア 講 習 の 種 別 警備員指導教育責任者講習

イ 講 習 の 実 施 期 間 平成13年6月11日（月）から同月15日（金）までの5日間

ウ 実 施 の 場 所 釧路市大町1丁目1番1号
道東経済センタービル

エ 定 員 60人

オ 受講申込み受付期間 平成13年5月14日（月）から同月18日（金）までの5日間

(2) 講 習 時 間 午前8時30分から午後6時までとする。

2 講 習 修 了 考 査 の 実 施 講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

3 講 習 の 対 象 本講習は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者

ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

4 受 講 申 込 み 要 領

(1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に備える講習受講申込書及び受講資格該当要件証明書各2通を作成の上、当該警察署に提出すること。

(2) 受講申込み人員が受講定員（60人）を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

5 受講受付の日時及び場所 受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。

6 受 講 手 数 料 等 受講申請をするとき（受講受付の際）に、3万7,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。

7 携 行 品 筆記用具、印章（朱肉を使用するものに限る。）、講習案内書を携行すること。

8 講 習 業 務 の 委 託 本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7条西2丁目8番地）に委託して実施する。

真 鑑 察 本 監 告 示

北海道警察本部告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキンズ・チ

大 臣

ネット発給設備の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年5月8日

北海道警察本部長 山田 尚 廣

- 1 受託者の名称 財団法人北海道交通安全協会
2 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

留萌海区漁業調整委員会 印

北海道情報公開条例の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成13年5月8日

留萌海区漁業調整委員会会長 今野 敏 一

北海道情報公開条例の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する留萌海区漁業調整委員会規程（平成10年5月22日公告）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（事業移送通知書）

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事業移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事業移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求年月日
(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
(3) 意見書の提出先及び提出期限
2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。
3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の規程による書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。

第12条の次に次の2条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事業移送通知書

第 年 月 日

様

留萌海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事業を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	

3	移 送 を し た 日	年	月	日
4	移送をした実施機関の担当事務局等	電話	(内線)	
5	移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (電話	部 (内線)	課)
6	備 考			

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

事 案 移 送 通 知 書	
第 年 月 日 号	様
留萌海区漁業調整委員会会長 印	
年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。	
1 公文書の名称又は内容	
2 移送をした理由	

3	移 送 を し た 日	年	月	日
4	移送をした実施機関の担当事務局等	電話	(内線)	
5	移送を受けた北海道議会議長における担当課等	北海道議会事務局 電話	課	(内線)
6	備 考			

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の次に次の5様式を加える。

別記第9号様式 (第9条関係)

公文書の開示に係る意見照会書	
第 年 月 日 号	様
留萌海区漁業調整委員会会長 印	
北海道情報公開条例に基づき、年 月 日に次のとおりに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。 本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、年 月 日までにご返送ください。	
1 公文書の名称又は内容	

2 上記公文書に記録されている情報に関する情報の内容	
3 北海道情報公開条例第11条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 -) 電話 FAX (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別紙

公文書の開示決定に係る意見書	
年 月 日	
留萌海区漁業調整委員会会長 様	
住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)	
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	
連絡先	電話番号
年 月 日	付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。
1 公文書の名称	
又は内容	

2 開示決定に対する 反対意思の有無	
有	無
3 意見	
開示されると 支障がある部分	
開示されると 支障がある理由	

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式 (第9条関係)

公文書の開示決定に係る通知書	
第 号	
年 月 日	
様	
留萌海区漁業調整委員会会長 [印]	
年 月 日	付けの
に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。	
この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは	
に関する情報が開示されますので、御了承ください。	

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び番号	年 月 日付 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第13条関係)

審査会 諮問 通 知 書	
第 年 月 日 号	様
留萌海区漁業調整委員会会長 印	
年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。	

1 公文書の名称	
2 不服申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当事務局等	電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式 (第14条関係)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書	
第 年 月 日 号	様
留萌海区漁業調整委員会会長 印	
に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。	
1 公文書の名称	

2	異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話（内線）
7	備考	

（日本工業規格A4）

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

留萌海区漁業調整委員会会長 印

に関する情報が記録された公文書について、 年 月 日付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称

2	異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話（内線）
7	備考	

（日本工業規格A4）

附 則

この規程は、平成13年5月8日から施行する。